

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

テルモは、『医療を通じて社会に貢献する』を企業理念とします。その理念の下、世界中のお客様、株主、社員、取引先、社会などのステークホルダーの期待に応え、長期にわたる持続的成長および企業価値の最大化を達成するために、価値ある商品とサービスを提供します。

企業理念を実現するため、世界中の全アソシエイトの行動の基礎となる共通の価値観、信念を次の5つにまとめ、コアバリューズとして制定します。

Respect (尊重) — 他者の尊重

Integrity (誠実) — 企業理念を胸に

Care (ケア) — 患者さんへの思い

Quality (品質) — 優れた仕事へのこだわり

Creativity (創造力) — イノベーションの追求

企業理念およびコアバリューズを基本に、経営の透明性・客観性を保ちつつ迅速な意思決定を実現するコーポレート・ガバナンスの仕組み作りを推進します。

株主との対話の推進等、ステークホルダーへのアカウンタビリティ (説明責任) を充実させることにより、社内外からの理解と信頼が継続して得られるよう努めます。

上記に加え、コーポレートガバナンス・コードを軸に、良き企業市民としてグローバルに活動する体制を構築します。

コーポレート・ガバナンス体制が実効を上げるには、自由闊達な、明るい、働きがいのある企業風土が不可欠であり、その風土の醸成に努めます。

当社のコーポレート・ガバナンス体制図の模式図は添付の通りです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、企業理念およびコアバリューズに基づき、長期にわたる持続的成長および企業価値向上を達成するため、「テルモ コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定し、当社ウェブサイトにて公表しております。

<https://www.terumo.co.jp/about/governance/index.html>

コーポレートガバナンス・コードにおいて開示を求められている項目のうち、以下については、「テルモ コーポレート・ガバナンス基本方針」上で開示しております。

■原則1－4: 当社方針「3.株主の権利・平等性の確保 (4)政策保有株式」

■原則1－7: 当社方針「3.株主の権利・平等性の確保 (6)関連当事者間の取引」

■原則2－6: 当社方針「3.株主の権利・平等性の確保 (5)企業年金のアセットオーナーとしての機能」

■原則3－1 (ii): 当社方針「1.総則」および方針全体

■原則3－1 (iii): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (11) 経営陣の報酬」

■原則3－1 (iv): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (9)取締役の選解任」

■原則4－1 (1): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (2)取締役会」

■原則4－9: 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (9)取締役の選解任」および別紙(2)

■原則4－11 (1): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (2)取締役会」および「(9)取締役の選解任」

■原則4－11 (2): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (9)取締役の選解任」

■原則4－11 (3): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (13)取締役会の実効性評価」

■原則4－14 (2): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (12)トレーニング方針」

■原則5－1: 当社方針「5.適切な情報開示」および別紙(3)

■原則1－4 [いわゆる政策保有株式]

当社は事業機会創出や企業価値向上を目的とし、他社企業の株式を保有する場合があります。保有株式については、中長期的な観点から経済合理性・目的を毎年取締役会にて検証を行います。保有を継続する銘柄については、有価証券報告書において特定投資株式として開示します。保有株式の議決権行使にあたっては、テルモおよび投資先企業の企業価値に及ぼす影響を考慮し、賛否の判断を行います。

主要な政策保有株式の発行企業とは現在協業関係にあり、当該株式保有は十分な合理性があると判断しております。

■原則3－1 [情報開示の充実]

(i) 会社の目指すところ (企業理念) や経営戦略、経営計画については、当社ウェブサイト上「企業理念体系」「トップメッセージ」に掲載しているほか、アニュアルレポートや決算説明会等のIR活動において公表する等、広く株主・投資家の皆さまに共有いただけるよう努めております。

企業理念体系: <https://www.terumo.co.jp/about/mission-and-corevalues/index.html>

トップメッセージ: <https://www.terumo.co.jp/investors/management/message/index.html>

(v) 経営陣幹部の選任理由

当社の取締役個々の選任理由は、第104期定時株主総会招集ご通知に記載しております。
https://www.terumo.co.jp/investors/stocks/shareholders_meeting/index.html

■原則4－11〔取締役会の実効性確保のための前提条件〕

〔評価の実施とプロセス〕

当社では、取締役会の更なる実効性確保および機能向上を目的に、2018年度の実効性に関する自己評価を実施しました。
評価にあたっては、全取締役を対象とした匿名のアンケート調査に加え、一部取締役と取締役会事務局へのヒアリングを実施いたしました。なお、各取締役から忌憚のない意見を聞き出すことと客観性の確保を目的として、アンケート調査の集計結果の取りまとめと取締役・取締役会事務局へのヒアリングおよびその分析は、第三者機関に委託しております。
分析結果を受け、過半数が社外取締役で構成されているコーポレート・ガバナンス委員会で議論、評価を実施した上で、取締役会において重点課題や今後の取り組みを報告・提案し、次年度の実効性確保・委員会運営に反映させております。

〔評価結果（概要）〕

評価結果として主に次のような事項が示されており、取締役会の実効性向上に向けた取り組みが着実に進捗し、監督機能が十分に発揮されていることが確認されました。

- ・取締役会において会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上という観点を踏まえ、執行機関の提示する戦略が適切に検証されていること
- ・取締役会議長と社長との役割明確化および取締役会議長による適切な議事進行により自由闊達な意見交換が促されていること
- ・指名・報酬・ガバナンスの各諮問委員会について、社外取締役が委員長に就き、実効的に運営されていること
- ・全11名の取締役の執行・非執行、社内・社外のバランス、各取締役の有する知見・経験が、取締役会がその役割を果たす上で適切なものとなっていること

〔評価結果（検討課題等）〕

- 上記評価結果の一方で、今後も検討を要する事項として、主に次のものがあげられました。
- ・将来のイノベーションや医療業界動向等を見据えた、さらに長期的な経営の方向性や戦略に関する議論を実施すること
 - ・多様性を含めた取締役構成に関する議論をさらに重ね、選任にあたっての考え方についての共通理解を深めること
 - ・社外取締役のさらなる活躍に向けた支援体制の整備や役割の再整理を行うこと
- これらを含め、課題として認識している事項については2019年度の実効性確保および委員会活動の中で対応策を講じていくとともに、取締役会のさらなる実効性確保および機能性向上を図るための施策を引き続き検討、実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	30%以上
-----------------------------	-------

〔大株主の状況〕 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	57,364,200	15.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	30,326,300	8.16
第一生命保険株式会社	20,259,800	5.45
明治安田生命保険相互会社	13,568,200	3.65
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	10,035,304	2.70
株式会社みずほ銀行	9,215,000	2.48
公益財団法人テルモ生命科学芸術財団	7,360,222	1.98
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	7,089,300	1.91
JP MORGAN CHASE BANK 385632	5,833,468	1.57
東京海上日動火災保険株式会社	5,789,760	1.56

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

※当社は2019年4月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行いました。本提出日現在の株主名簿の記載内容を確認及び記載出来ないことから、直近の基準日（2019年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。
なお、上記のほか、当社が保有する自己株式8,309千株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	精密機器

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森 郁夫	他の会社の出身者											
上田 龍三	学者								○			
黒田 由貴子	他の会社の出身者											
中村 雅一	公認会計士											
宇野 総一郎	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

森 郁夫		○	----	<選任理由> 豊富な経営者経験および長年にわたる海外事業経験で培われた見識等を当社経営の監督に活かしていただくため、社外取締役を選任しております。 <独立役員に指定した理由> 証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断して、独立役員として指定しております。
上田 龍三		○	上田氏は、当社と取引のある愛知医科大学の教授に就任しております。また、2003年4月から2007年6月まで、当社と取引のある名古屋市立大学の病院長を務め、現在は客員教授・名誉教授に就任しています。当社と各大学との取引額は、当社売上収益の0.1%未満です。	<選任理由> がん治療における研究業績をはじめとした専門知識や名古屋市立大学病院長・名古屋市病院局局長等を歴任され、当該団体の実務執行に携わられたことにより培われた豊富な経験を当社経営の監督に活かしていただくため、社外取締役を選任しております。 <独立役員に指定した理由> 証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断して、独立役員として指定しております。
黒田 由貴子		○	黒田氏は、株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダー、株式会社CAC Holdings社外取締役、三井化学株式会社社外取締役、株式会社セブン銀行社外取締役を兼任しております。	<選任理由> 豊富な経営者経験および長年にわたるグローバルでの人材・組織コンサルティング経験で培われた見識等を当社の経営の監督に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。 <独立役員に指定した理由> 証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断して、独立役員として指定しております。
中村 雅一	○	○	中村氏は、中村雅一公認会計士事務所代表、住友重機械工業株式会社社外監査役、SCSK株式会社社外取締役に兼任しております。	<選任理由> 公認会計士として財務および会計に関する豊富な知見を有しており、独立した立場から当社経営の監督・監査にあたっていただくため、社外取締役に選任しております。 <独立役員に指定した理由> 証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断して、独立役員として指定しております。
宇野 総一郎	○		宇野氏は、長島・大野・常松法律事務所弁護士、ソフトバンクグループ株式会社社外監査役、株式会社ドリームインキュベータ社外取締役に兼任しております。	<選任理由> 日本および海外での弁護士としての専門的な知見および豊富な経験を有しており、独立した立場から当社経営の監督・監査にあたっていただくため、社外取締役に選任しております。 なお、同氏は、証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断していますが、同氏の所属事務所のルールに従い、独立役員としての届出は行っておりません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

取締役会で決議をした「内部統制システム整備の基本方針」(IV内部統制システム等に関する事項 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況をご参照ください。)に基づき、監査等委員会を補助する組織として、2名以上の専任の使用人(以下、専任使用人という。)から成る監査等委員会を設置しております。

なお、専任使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項については、「内部統制システム整備の基本方針」で以下のように定めております。

・専任使用人の人選、人事考課、給与、異動および懲戒処分については、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。なお、当該専任使用人の人選に際しては、監査等機能の一翼を担う重要な役割を有することに鑑み、その経験、知見、行動力等を考慮するものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人から定期的に、また必要に応じて監査の実施経過について報告を受け、積極的な意見及び情報交換を行なっております。さらに、内部統制システムの構築・運用評価についても定期的に必要な報告を受けるなど、公正な監査が実施できる体制を整備しております。

監査等委員会は、内部監査部門である業務監査室と定期的に報告会を実施し、内部監査及び内部統制システムの構築・運用評価の報告を受け、必要に応じて指示をします。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	7	0	2	5	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	7	0	2	5	0	0	社外取締役

補足説明 更新

[指名委員会]

(1) 役割

コーポレート・ガバナンスの観点から、取締役会にとって最重要の責務の一つである社長および会長の後継者人事ならびに取締役・執行役員の選任および解任に関する事項について、取締役会の諮問機関として審議を行います。委員会は、審議の内容を適宜取締役会へ報告します。

(2) 構成

・委員会は、取締役の中から取締役会が選任する委員をもって構成し、独立社外取締役を過半数とします。

・委員長は、委員の互選により社外取締役の中から選定します。ただし、委員長に事故があるときは、委員の互選により選定された他の独立社外取締役がこれに代わるものとします。

(3) 活動状況

2018年度の開催回数は6回で、各委員の出席状況は次の通りです。

森郁夫(社外取締役) 6/6(出席率100%)
 上田龍三(社外取締役) 6/6(出席率100%)
 黒田由貴子(社外取締役) 6/6(出席率100%)
 松宮俊彦(社外取締役(監査等委員)) 5/6(出席率83%)
 米正剛(社外取締役(監査等委員)) 6/6(出席率100%)
 三村孝仁(代表取締役会長) 6/6(出席率100%)
 佐藤慎次郎(代表取締役社長CEO) 6/6(出席率100%)

委員会の事務局は、秘書室が担当しております。

[報酬委員会]

(1) 役割

経営の健全性とコーポレート・ガバナンスの維持向上の観点から、次の事項に関し、取締役会の諮問機関として、審議および助言を行います。委員会は、審議の内容を適宜取締役会へ報告します。ただし、監査等委員の報酬に関する事項については、会社法第361条の規定に反してはならないものとします。

- ・取締役および執行役員の報酬に関する事項(報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針等)
- ・その他、取締役会から委員会に委嘱された事項、または委員会がその目的の遂行のために必要と認めた事項

(2) 構成

・委員会は、取締役の中から取締役会が選任する委員をもって構成し、その過半数は独立社外取締役、また少なくとも1名は代表取締役とし

す。

・委員長は、委員の互選により社外取締役の中から選定します。ただし、委員長に事故があるときは、委員の互選により選定された他の独立社外取締役がこれに代わるものとします。

(3) 活動状況

2018年度以前までは、役員報酬体系に関してはコーポレート・ガバナンス委員会で審議をしております。役員報酬に関するガバナンス体制を明確にするため、2019年4月に新たに報酬委員会を設立しました。委員会の事務局は、秘書室が担当しております。

[コーポレート・ガバナンス委員会]

(1) 役割

経営の健全性とコーポレート・ガバナンスの維持向上の観点から、次の事項に関し、取締役会の諮問機関として、審議および助言を行います。なお、委員会での審議内容は適宜取締役会へ報告します。

- ・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な事項
- ・コーポレート・ガバナンス体制の構築、整備および運用に関する重要事項
- ・環境 (Environment) ・社会 (Society) 分野における体制整備、持続可能性 (Sustainability) のための取り組み等、コーポレート・ガバナンスと密接に関連する重要事項
- ・その他、取締役会から委員会に委嘱された事項、または委員会がその目的の遂行のために必要と認めた事項

(2) 構成

・委員会は、取締役の中から取締役会が選任する委員をもって構成し、その過半数は独立社外取締役、また少なくとも1名は代表取締役とします。

・委員長は、委員の互選により独立社外取締役の中から選定します。ただし、委員長に事故があるときは、委員の互選により選定された他の独立社外取締役がこれに代わるものとします。

(3) 活動状況

2018年度の開催回数は7回で、各委員の出席状況は次の通りです。

森郁夫 (社外取締役) 7/7 (出席率100%)
上田龍三 (社外取締役) 7/7 (出席率100%)
黒田由貴子 (社外取締役) 4/4 (出席率100%) ※2018年6月22日の就任以降に開催された委員会のみ対象
松宮俊彦 (社外取締役 (監査等委員)) 7/7 (出席率100%)
米正剛 (社外取締役 (監査等委員)) 7/7 (出席率100%)
三村孝仁 (代表取締役会長) 7/7 (出席率100%)
佐藤慎次郎 (代表取締役社長CEO) 7/7 (出席率100%)

委員会の事務局は、秘書室が担当しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新

4 名

その他独立役員に関する事項

当社では、コーポレート・ガバナンス基本方針を取締役会決議により制定しております。その中で、監査等委員を除く取締役の員数を15名以内とすること、監査等委員である取締役の員数を5名以内とし、その過半数は社外取締役とすること、取締役総数のうち、独立社外取締役は3分の1以上とすることを規定しております。さらに、社外取締役は、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」の要件を満たす者であることを規定しております。社外取締役のうち、所属事務所のルールで届出を行わない1名 (宇野総一郎氏: 監査等委員である社外取締役) を除く全員を、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

直前事業年度における社外取締役の取締役会への出席状況は次の通りです。

森郁夫氏 13/13 (出席率100%)
上田龍三氏 13/13 (出席率100%)
黒田由貴子氏 10/10 (出席率100%) ※2018年6月22日の就任以降に開催された取締役会のみ対象

直前事業年度における社外取締役 (監査等委員) の取締役会および監査等委員会への出席状況は次の通りです。

松宮俊彦氏 取締役会13/13 (出席率100%) 監査等委員会11/11 (出席率100%)
米正剛氏 取締役会12/13 (出席率92%) 監査等委員会11/11 (出席率100%)

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

[方針、構成]

中長期的な企業価値向上への動機づけのため、業務執行取締役の報酬の決定においては、「(a)経営陣の適切なリスクテイク」および「(b)株主との利益意識の共有」を重視した設定を行います。(a)については固定報酬と業績連動報酬 (賞与) の適正なバランスを踏まえた設定を行います。(b)については、譲渡制限付株式を導入しています (業務執行取締役が日本国外に居住する場合は株式報酬型ストックオプションを付与する可能性)。

〔業績連動報酬（賞与）〕

（1）目的・支給額の算出方法の概要

持続的な成長と各事業年度の業績目標達成への動機付けを強めることを目的とした報酬であり、この目的に合致した業績評価指標を採用しております。業績評価指標は、全社業績指標（連結売上収益、連結営業利益およびEPS）および担当部門・個人別業績指標（担当部門売上収益、調整後営業利益および個別に設定する目標）で構成され、これらの指標に基づき算出した評価係数に役位ごとの標準額を乗じて支給額を算定しております。

（2）全社業績指標および変動幅

売上収益・営業利益の目標は期初に設定した計画値とし、目標（計画値）達成で評価係数を100%と設定しております。業績向上に向けた健全な動機付けにつながるよう、達成率に応じて評価係数が0～150%の範囲内で変動します。

EPS指標は、株主目線を高め、持続的な収益のある成長を目指す指標とするために、EPSの3年移動平均値の対前年伸長率（一株当たりの利益の増加率）を評価指標として用いております。当該伸長率がEPSの3年移動平均伸長率の10年平均と同率を達成した場合は評価係数を100%と設定しており、売上収益・営業利益と同様、0～150%の範囲内で変動します。

（3）担当部門・個人別業績指標および変動幅

担当部門売上高および調整後営業利益の目標は期初に設定した計画値とし、目標（計画値）達成で評価係数を100%として設定しております。業績向上に向けた健全な動機付けにつながるよう、達成率に応じて評価係数が0～150%の範囲内で変動します。また、個人別に設定する目標については、特に重要な施策に関して期初に目標計画を設定し、期末の達成状況に応じて評価係数0～100%の範囲内で評価します。

（4）役職ごとの設定・方針

業務執行取締役における全社業績目標および担当部門・個人別業績目標のウエイトについては、会長・社長は全社業績のみで業績評価を行い、事業責任を負う者は担当部門・個人別業績のウエイトを高め、機能・地域責任を負う者は全社業績のウエイトを高め設定しています。具体的には以下の通りです。

会長・社長：全社業績100%、担当部門・個人別業績0%

事業責任者：全社業績70%、担当部門・個人別業績30%

機能・地域責任者：全社業績71～80%、担当部門・個人別業績29～20%

〔譲渡制限付株式〕

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、2019年度から導入するものです。譲渡制限期間は、長期にわたり株主の皆様との価値共有を図るという趣旨から30年間（又は取締役退任時）としております。また、在任期間中に不正行為や法令違反等があった場合は、累積した譲渡制限付株式の全数又は一部を無償返還するクローバック条項を設定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

更新

長期的な企業価値向上への動機づけを明確にし、株主の皆様との利益意識を共有する目的から、株式報酬型ストックオプションを導入しております。対象は、業務執行取締役と、取締役を兼務しない執行役員のうち、日本国外に居住する者です。日本国内に居住する者に対しては、上記の通り、2019年から譲渡制限付株式を導入します。

〔取締役報酬関係〕

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

取締役の報酬等の開示については、有価証券報告書および事業報告を当社ウェブサイト上に掲載すること等により、公衆の縦覧に供しております。具体的な内容は次の通りです（人数は延べ人数）。

〔社内取締役（6名）〕総額384百万円（基本報酬179百万円、ストックオプション95百万円、賞与108百万円）

〔社内取締役（監査等委員1名）〕総額36百万円（基本報酬）

〔社外役員（5名）〕総額67百万円（基本報酬）

取締役三村孝仁、佐藤慎次郎およびデビッド・ペレスについては、連結報酬等の総額を有価証券報告書で開示しております。

三村孝仁：総額108百万円（基本報酬47百万円、ストックオプション29百万円、賞与31百万円）

佐藤慎次郎：総額138百万円（基本報酬59百万円、ストックオプション38百万円、賞与40百万円）

デビッド・ペレス：総額603百万円（基本報酬85百万円、ストックオプション6百万円、賞与62百万円、長期インセンティブ143百万円、退職慰労金305百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

〔目標、各報酬についての考え方〕

（1）全体構成

業務執行取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬（賞与）および譲渡制限付株式につき、全体に対し各々が占める割合として50%、30%、20%を

目安に設計しております。また、代表取締役社長CEOを筆頭に、上位者ほど、報酬全体に占める業績連動報酬（賞与）および譲渡制限付株式の構成比が高くなるよう設定しております。

(2) 決定方法

監査等委員を除く取締役の固定報酬、賞与および譲渡制限付株式（株式報酬型ストックオプション）の役位ごとの標準額および制度設計の内容等については、社外取締役が過半数を占め、委員長が社外取締役で構成されている独立性の高い報酬委員会（2019年4月1日設立。3月末まではコーポレート・ガバナンス委員会。）が、取締役会の諮問機関として、社外専門機関調査による他社水準などを考慮しながら審議しております。

また、2015年6月24日開催の第100期定時株主総会において、監査等委員以外の取締役報酬（固定報酬、賞与、株式報酬型ストックオプション）について年額700百万円の枠を、2019年6月21日開催の第104期定時株主総会において譲渡制限付株式について年額200百万円の枠をご承認頂いております。監査等委員である取締役報酬については2015年6月24日開催の第100期定時株主総会において年額100百万円の枠をご承認頂いております。当該承認のもと、決定手順は以下のとおりであります。

固定報酬：上記株主総会で承認された報酬枠の中で、監査等委員以外の取締役については取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議により決定します。
賞与、譲渡制限付株式（株式報酬型ストックオプション）：上記株主総会で承認された報酬枠の中で、毎年の業績・経営環境などを考慮しながら、取締役会の決議により決定します。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の専任スタッフは配置しておりませんが、監査等委員を除く社外取締役については秘書室のスタッフが、監査等委員である社外取締役については監査等委員会室のスタッフがサポートしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

現在、対象者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

<<会社の機関の内容>>

当社は、取締役会・取締役の監査・監督機能の充実をはじめ、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋げるとともに、それを通じて中長期での企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

加えて、経営の透明性と客観性を高めるため、指名委員会、報酬委員会、コーポレート・ガバナンス委員会、内部統制委員会およびリスク管理委員会を任意の機関として設置しております。

1. 取締役会

(1) 役割

- ・取締役会は、企業価値の最大化に向け経営の基本方針等に関する最適な意思決定に務めます。
- ・意思決定の迅速化のため、取締役会で決議した経営の基本方針に基づく業務執行については取締役・執行役員への権限委譲を進め、取締役会は、その業務執行を監督します。
- ・取締役会は、コーポレート・ガバナンスの維持向上および経営の健全性の観点から、重要な責務の一つとして、社長後継者の指名プロセスを適切に監督します。

(2) 構成

- ・監査等委員を除く取締役の員数は15名以内とします。
- ・取締役総数のうち、独立社外取締役は3分の1以上とします。
- ・議長は、コーポレート・ガバナンスにおける執行と監督の分離の観点から、代表取締役会長が務めることを原則とします。ただし、会長が選任されていない場合は、上記観点を基本に議長候補者の実情を勘案して、指名委員会が提案した取締役をもって、取締役会は議長に選任します。

(3) 活動状況

- ・2018年度の開催回数は13回で、各委員の出席状況は次の通りです。

三村孝仁（代表取締役会長）	13/13（出席率100%）
佐藤慎次郎（代表取締役社長CEO）	13/13（出席率100%）
高木俊明（取締役専務執行役員）	13/13（出席率100%）
羽田野彰士（取締役常務執行役員）	13/13（出席率100%）
デビッド・ペレス（取締役上席執行役員）	13/13（出席率100%）
森郁夫（社外取締役）	13/13（出席率100%）
上田龍三（社外取締役）	13/13（出席率100%）
黒田由貴子（社外取締役）	10/10（出席率100%）※2018年6月22日の就任以降に開催された取締役会のみ対象
木村義弘（取締役（監査等委員））	13/13（出席率100%）
松宮俊彦（社外取締役（監査等委員））	13/13（出席率100%）
米正剛（社外取締役（監査等委員））	12/13（出席率92%）
- ・取締役会では、前年度の取締役会実効性評価で特に重要性が高いと認識された案件について、討議テーマとして年間予定の中に設定しており

ます。2018年度は、グローバル人材戦略、地域戦略、外部（株主、資本市場等）からの視点、等について討議を実施いたしました。

2. 取締役会の諮問委員会（指名委員会、報酬委員会、コーポレート・ガバナンス委員会）
本報告書II. 1 [任意の委員会] をご参照ください。

3. 内部統制委員会

(1) 役割

取締役会の下部機関として、当社「内部統制システム整備の基本方針」に基づき、テルモグループの内部統制システムの整備・運用を担います。

(2) 構成

- ・代表取締役、常務以上の取締役、専門部会長、内部統制部門長および顧問弁護士で構成します。
- ・監査等委員は出席し、意見を述べるができます。
- ・委員長は、代表取締役社長とします。

4. リスク管理委員会

(1) 役割

取締役会の下部機関として、全社横断的視点のリスク認識・評価・分析および優先度等を踏まえ、テルモグループのリスク管理体制の整備・運用を担います。

(2) 構成

- ・常務以上の執行役員、内部統制部門長ならびに委員長が指名する者で構成します。
- ・監査等委員は出席し、意見を述べるができます。
- ・委員長は、代表取締役社長とします。

《監査等委員会による監査・監督》

監査等委員会は、テルモグループにおける業務の適法、妥当かつ効率的な運営のため、次の事項をはじめ取締役等の職務執行の監査・監督を行います。そのために、監査等委員会は直接、内部統制室、業務監査室、法務・コンプライアンス室に指示・命令することができます。

- ・取締役会への出席、議決権行使および意見陳述
- ・その他の重要会議への出席、意見陳述
- ・監査報告の作成
- ・監査の方針、会社の業務および財産の状況の調査方法、その他監査等委員会の権限の行使に関する事項の決定

《会計監査》

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査に有限責任あずさ監査法人を任命しており、適宜、法令に基づく適正な会計監査が行われております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名 継続監査年数

- | | | | |
|----------|--------|--------|----|
| 指定有限責任社員 | 業務執行社員 | 大塚 敏弘 | 5年 |
| 指定有限責任社員 | 業務執行社員 | 石黒 之彦 | 4年 |
| 指定有限責任社員 | 業務執行社員 | 香月 まゆか | 2年 |

監査業務に係る補助者の構成

- | | |
|-------|-----|
| 公認会計士 | 6名 |
| その他 | 17名 |

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、次の事項をはじめ、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋げるとともに、それを通じて中長期での企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

(1) 監査・監督機能の強化

監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により、監査・監督機能のさらなる強化に繋がります。

(2) 経営の透明性と客観性の向上

独立社外取締役の比率を高めることにより、取締役会において、独立した立場から株主その他のステークホルダーの視点を踏まえた意見がより活発に提起されることを通じ、意思決定における透明性・客観性の向上を図ります。

(3) 意思決定の迅速化

執行役員制度の採用のもと、業務執行の権限委譲を進め、取締役会をモニタリング型にシフトすることで、意思決定・事業展開をより一層加速します。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を総会開催日の約3週間前に発送しております。 また、早期情報開示の観点から、株主総会招集に係る取締役会決議から招集通知発送までの間に招集通知をWEBで開示するなど、議決権行使の円滑化に関する施策を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主が参加できるよう、集中日を回避し、かつ、総会が集中する午前ではなく、午後に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	個人投資家および機関投資家の利便性向上をはかるため、当社は、議決権行使のIT化を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使の方法として、東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知を当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	株主総会において映像とナレーションを活用した事業報告を行い、株主総会の活性化のための取り組みを実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「IR基本方針」を作成し、当社ホームページで開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	適宜開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長CEOが出席する決算説明会を、半期ごとに開催しております。 なお、第1四半期・第3四半期決算説明会は、IR担当役員らが出席し、電話会議の形式にて開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書および四半期報告書、IR基本方針、コーポレート・ガバナンスの状況、コンプライアンスの状況、決算説明会資料と同説明会の模様を撮影した動画と音声の配信および質疑応答の掲載、アニュアルレポート、株主通信、株主総会の招集通知、定款を掲載しております。なお、海外投資家向けにも英語版でほぼ同様の情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報室がIRを担当しております。	
その他	年に各1回、大阪と名古屋で、代表者が出席する個人株主説明会を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	2019年4月に、世界中のテルモグループ社員(アソシエイト)共通の価値観である「コアバリューズ」を制定し、徹底を図っております。また、この制定に合わせて、アソシエイトが守るべき行動原則「テルモグループ行動規範」の改定も行いました。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では環境推進室を設置しており、事業活動に伴う環境負荷の低減に継続的に取り組んでおります。2018年4月には、サステナビリティ推進室を設置し、企業理念に基づき、医療課題の解決をはじめとして、環境・社会とテルモグループ双方の持続的な発展に寄与する取り組みを全般的に促進しております。これらの取り組みの内、主な内容をサステナビリティレポートに記載し、当社ウェブサイトに掲載しております。（日本語・英語）
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適切な情報開示の姿勢について定めた「IR基本方針」を策定し、当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	お客様とのダイレクトなコミュニケーションを持つ場として「テルモ・コールセンター」を設置しております。 <ダイバーシティの方針について> 当社では、人種、国籍、性別など、多様な個性を持つアソシエイトの活躍が、これからの成長エンジンであると考えております。新しい価値を創造する企業を目指し、ダイバーシティ推進室が中心となり、お互いの「多様性」を認め合い、異なる発想、知恵が混ざり合う環境をつくるための全社的な取り組みを進めております。 <女性活躍の方針・取り組みに関して> ダイバーシティ(多様性)を実現するための第一歩として、経営トップが女性の活躍を推進していくことをコミットしています。管理職に占める女性比率を2020年4月に7%以上(国内グループ会社含)という目標を掲げ取り組んでおります。女性の能力を最大限に発揮できる環境づくりを推進し、管理職としての意識やスキルを高め、多様な視点で意思決定ができる環境を目指しております。 多様な働き方をサポートする各種支援制度の整備とあわせ、仕事と育児を両立させながら成長するためのキャリアプランの支援をしております。具体的には上司と話しあう「復職支援セミナー」や、女性のライフステージごとの様々な心身の変化を知ることで仕事への向き合い方やセルフマネジメントの仕方を学ぶ講演会などです。長期でのキャリア形成を考える機会や働き方の選択肢を提供することで、意欲のある女性の成長を支援しております。また、当社では男性も積極的に育児休業を取得するよう推奨しており、取得者は年々増えております。取得者本人だけではなく職場全体で成果を出せる仕事のやり方を見直す機会となっております。 育児・介護と両立する柔軟な働き方を含め、多様な個性を持つアソシエイトがさらに活躍できる環境・風土づくりを促進しております。 これらの取り組みの内、主な内容をサステナビリティレポートに記載し、当社ウェブサイトに掲載しております（日本語・英語）。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法に基づく「内部統制システム整備の基本方針」を取締役会において決議し、テルモグループにおける内部統制システムの整備を推進しています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役、執行役員、使用人及びグループ各社において、これらに相当する者（以下、「グループ役職員」という。）に対し、「テルモグループ行動規範」の継続的な教育・啓発を行うことにより、法令等遵守及び企業倫理の実践（以下、「コンプライアンス」という。）が企業存立及び事業活動の基盤であることの浸透・徹底を図ります。
 - 2) 取締役会の指示に従い、グループの内部統制システムの整備を担う内部統制委員会において、コンプライアンスに係る重要な施策を審議・決定し、その活動状況を定期的に取締役会及び監査等委員会又は監査等委員会が選定する監査等委員（以下、「選定監査等委員」という。）に報告します。
 - 3) グループの横断的なコンプライアンス体制の整備を一元的に担うチーフリーガルオフィサー（CLO）の指揮のもと、関係ルールの整備、教育・啓発の実施、誓約書の徴集、コンプライアンスオフィサーとの連携による問題の早期把握等の諸施策を推進します。
 - 4) 金融商品取引法の定めに従い、財務報告の信頼性を確保するため、グループの内部統制の有効性を確保する体制の整備に努め、その有効性を定期的に評価します。
 - 5) グループ役職員がコンプライアンス違反等を知ったとき、職制を通さずに通報することができる内部通報制度を構築・運用します。通報窓口として、内部窓口と外部窓口（顧問弁護士、外部受付）を設置します。ただし、取締役のコンプライアンス違反等を知ったときは、監査等委員を通報窓口とします。通報した役職員が不利益な取り扱いを受けないことが保障されます。内部通報制度を運用する部門は、その状況を適宜、監査等委員会又は選定監査等委員（以下、「監査等委員会等」という）に報告します。
 - 6) 重大なコンプライアンス違反等が発生した場合、内部統制委員長の指揮のもと、直ちに対応チームを立ち上げ、事案の対応・解決に当たるとともに、発生原因及び再発防止策を内部統制委員会に報告・提言します。対応に伴いグループ役職員の「就業規則」等の違反が認定された場合、懲戒手続に係るルールに従い、厳正に処分します。
 - 7) 業務監査室において、前各号に定めるところの運用状況及び有効性を監査し、その結果及び改善課題を内部統制委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の実行完了を確認します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報管理（保存、閲覧、セキュリティ、社外開示等）に関する体制
 - 1) 「テルモグループ文書管理基準」に従い、業務執行取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録・保存します。
 - 2) 保存期間は、文書等の種類、重要性等に応じて同基準に規定された期間とします。
 - 3) 取締役及び監査等委員会等は、常時これらの文書等を閲覧することができます。
 - 4) 情報セキュリティ及び個人情報保護について、チーフインフォメーションオフィサー（CIO）の指揮のもと、「情報セキュリティ基準」、「個人情報保護基準」その他諸規程等に基づき、営業秘密及び個人情報を適切かつ安全に保存・管理します。
 - 5) 当社の法定及び適時開示情報の開示手続を担う内部統制委員会下のディスクロージャー部会が適時適切な開示を推進します。また、「テルモグループソーシャルメディアポリシー」に基づき、適切な情報管理を行います。
 - 6) 業務監査室において、前各号に定めるところの運用状況及び有効性を監査し、その結果及び改善課題を内部統制委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の実行完了を確認します。
3. リスク（損失の危険）の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 取締役会の決議に基づき設置され、代表取締役社長が委員長を務めるリスク管理委員会において、取締役会の定める「リスク管理規程」に基づきグループの横断的なリスク管理体制の整備を推進します。
 - 2) 前号1)に加え、事業、品質、製品安全、災害、環境等の個別のリスクに関し、当該リスクカテゴリーごとの専門部署において、それぞれ関連規程・マニュアル等に従い、教育・啓発を行います。
 - 3) 経営に重要な影響を及ぼすリスクの優先度等を踏まえ、リスク管理委員会において、予防組織、継続的な教育・啓発、有事の緊急対応体制等から成るリスク管理方針を審議・決定します。
 - 4) 内部統制室において、定期的に又は必要に応じ、グループに関わるリスクを収集・特定し、その発生可能性及び影響度を分析・評価した上で、リスク管理委員会に報告・提言します。
 - 5) 業務監査室において、前各号に定めるところの運用状況及び有効性を監査し、その結果及び改善課題をリスク管理委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の実行完了を確認します。
4. 取締役の職務の執行の効率性を確保するための体制
 - 1) グループの企業価値・株主共同の利益の向上のため、取締役会で決議された中長期成長戦略及び年度計画の達成に向け、取締役、執行役員等から構成される経営会議のほか、市場商品戦略会議等の専門会議において、事業部門等に対し、職務執行の効率化・迅速化に向けた支援・指導・監督を行います。
 - 2) 会社の意思決定を明文化した「会議体提案および決裁制度に関する規程」に基づき、迅速かつ効率的な意思決定を行います。
 - 3) 「業務分掌規程」その他の諸規程に基づき、グループ各社の組織運営方針及び機能を整備します。
 - 4) 業務監査室において、前各号に定めるところの運用状況及び有効性を監査し、その結果及び改善課題を内部統制委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の実行完了を確認します。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) グループ各社は、「テルモグループ会社管理規程」その他の諸規程に基づき、業務執行状況を適時適切に報告します。
 - 2) リスク管理委員会が策定したリスク管理方針に基づき、内部統制室において、グループ各社に対し、リスク管理体制の構築を指導・支援します。
 - 3) 「会議体提案および決裁制度に関する規程」に基づき、グループ各社において、重要性に応じた意思決定を行います。
 - 4) 「テルモグループ行動規範」その他諸規程等に基づき、チーフリーガルオフィサー（CLO）がグループ各社のコンプライアンスオフィサーと連携しながらコンプライアンスの教育・啓発を推進します。
 - 5) 「グループ規程管理規程」に基づき、当社がグループ各社に適用する規程を管理・周知しています。
 - 6) 業務監査室において、前各号に定めるところの運用状況及び有効性を監査し、その結果及び改善課題を内部統制委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の実行完了を確認します。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - 1) 監査等委員会を補助する組織として、2名以上の専任の使用人(以下、「専任使用人」という。)から成る監査等委員会室を置きます。
 - 2) 監査等委員でない取締役の中から、取締役会の決議によって、監査等委員会の監査等を補助する職責を担う「監査等特命取締役」を任命することができます。
7. 監査等特命取締役及び専任使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 監査等特命取締役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、事前に監査等委員会の同意を得るものとします。なお、当該監査等特命取締役の人選に際しては、監査等機能の一翼を担う重要な役割を有することに鑑み、その経験、知見、行動力等を考慮するものとします。
 - 2) 専任使用人の人選、人事考課、給与、異動及び懲戒処分については、事前に監査等委員会の同意を得るものとします。なお、当該専任使用人の人選に際しては、監査等機能の一翼を担う重要な役割を有することに鑑み、その経験、知見、行動力等を考慮するものとします。
8. 監査等特命取締役及び専任使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等特命取締役及び専任使用人は、監査等委員会等の指揮・命令に基づき職務を行うものとし、監査等委員でない取締役その他のグループ役職員からの指揮・命令を受けません。
9. グループ役職員(これらの者から報告を受けた者を含み、「報告者等」という。)が監査等委員会に報告をするための体制
 - 1) 法令に定める事項に加え、「取締役、執行役員および使用人の監査等委員への報告規程」に基づき、報告者等は、監査等委員会等に対し、適時・適切に報告します。
 - 2) 監査等委員会等は、グループ各社に設置している内部通報制度の運用状況及び事案の内容について定期的に報告を受け、適宜指示・助言等を行います。
10. 報告者等が当該通報・報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
 - 1) グループ役職員が直接・間接を問わず、監査等委員会等に通報・報告をした場合、当該通報・報告を理由として、人事上その他一切の点で不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨グループ役職員に周知徹底します。
 - 2) 監査等委員会等は、通報・報告をした者の異動、人事評価、懲戒等に関し、取締役にその理由の開示・説明を求めることができます。
11. 監査等委員会等の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 1) 監査等委員会等は、その職務の執行に関し、法令で定める費用等を当社に請求することができます。
 - 2) 監査等委員会等は、その職務の執行に必要なと認めるときは、外部専門家を起用することができます。なお、これに要する費用は、前号1)によるものとします。
12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 代表取締役は、監査等委員会と定期的な意見交換会を開催します。
 - 2) 選定監査等委員は、経営会議をはじめとする重要な会議体に出席することができます。
 - 3) 監査等委員会等は、内部監査部門との定例連絡会の開催、会計監査人との定例会合の開催のほか、必要に応じこれらの部署または機関との会合を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力との一切の関係遮断は企業の責務ととらえ、反社会的勢力との関係は断固拒否し、これらに係る企業、団体、個人とは一切取引を行いません。
また、反社会的勢力排除に向けて、警察当局等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図ります。
- 2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - ・反社会的勢力による不当要求事案へは、総務部が中心となり組織的に対応し、総務部に不当要求防止責任者を設置しております。
 - ・警察当局、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、顧問弁護士等と連携を図り、相談ならびに助言・指導を受ける体制を整備しております。
 - ・上記関連団体等と、適宜、反社会的勢力に関する情報を共有する体制が整備されており、総務部に一元的に管理しております。
 - ・「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、これを社内周知・徹底しております。
 - ・社員に対して、適時、関連情報を発信し、また、研修活動を実施するなどして、反社会的勢力排除に向けた意識向上を図っております。

